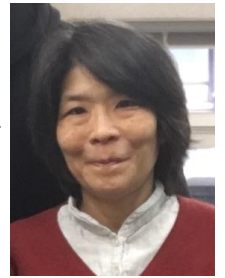


復興のパラダイムシフトとしての復原

東京大学 工学部 都市工学科 地域デザイン研究室
 特任教授 窪田亜矢



1. パラダイムシフトの必要性

災害が生じたときに、「もし」あなたが災害地域にいたら、すなわち当事者ならば、とにかく避難するだろうし、離れた地域であればとりあえず被害実態を知ろうとするだろう。緊急避難期が過ぎて応急避難期になってくると、ボランティアの機会を探るかもしれない。さらに経つと、災害地域の復興を話題にしているだろう。

災害に事前に備えるために、このような「もし」という態度で臨むことは有益だ。避難訓練が良い例だ。本稿では、災後についても「もし」という態度を採用したい。それによって、今とは異なる災後のあり方を考えることができるからだ。

復旧ではなく復興を、という方向性は近世城下町における大火後の蔵造りや広小路にすでに見受けられる。関東大震災の後に、後藤新平は欧米の最新都市計画による新たな帝都復興像を掲げたが、そのためには国家予算の倍の事業費を想定し、土地収用も辞さないつもりだった。もしかしたら、そのような復興が遂行されることで、1666年の大火後に復旧という態度をとることができたロンドンのようになれる、と憧れたのかもしれない。復興という目標の掲げ方は、とりわけ阪神・淡路大震災後の「創造的復興」というスローガンとして明確に受け継がれ、東日本大震災を経て、Build Back Betterとして世界に広まった。惨事便乗型の復興批判は高まっているように見えるが、より良い姿があるという信念のもとで目指される復興という災後の方向性が一般的に普及したことの裏返しでもある。

だから災害地域において社会が策定しようとするのは「復興」計画だ。東日本大震災時にはまだ法的根

拠がなかったにもかかわらず、被災自治体や住民は当然のように復興計画に取り組んだ^①。

冒頭の「もし」に戻ると、あなたは、住民として復興計画の策定議論に加わるか、技術者や研究者として復興像を描いたり、制度の適用を提案したり、地域の履歴を地図で整理したりするかもしれない。こうして決められた復興計画・事業は、しかし想定よりも完成までに要する期間は長引く。避難生活の間に健康が悪化したり、仕事がうまくいかなくなったり、子供の学校の事情が変わったりして、帰還を断念する人も出てくる。さらに、復興計画による物理的空間は完成しても、そこでの活動は想定していたものにはならないという事態が生じる^②。

東日本大震災から10年を経た現場では、津波防災の嵩上げ工事後の区画整理事業区域内には未建設の敷地が残り、土木工事がまだ続いている海岸沿いの集落もある。原発複合被災地域では、イノベーションコースト構想による大規模な新設建物が建つ一方、避難時から全く人の手が入っていない帰還困難区域もあり、混沌としている。いずれにしても、被災だけでなく災後の復興計画によって、まちは変わった。

これらは復興が目指していた変わり方だったのか。復興という常識を疑ってみるべきではないか。

こうした問題意識に基づき、本論考では、復興を考える前提となる災害と災後という状態について、哲学や政治学の分野における緊急事態・例外状況の議論を復興計画に引き寄せて理解することを目論む。そのために、被害者＝「当事者」としての視点と被害者ではない「社会」の視点を提示したい。なぜなら復興計画は、当事者と社会によって必要とされることを存在理由としているはずだからだ。そのような視点から災害

と災後の現場を理解したうえで、通常の検証ではなく反実仮想の思考によって、復興ではないもう一つの災後のあり方「復原」を提案したい。併せて当事者と社会を、当事者性によってつなぐ可能性も示したい。

2. 緊急例外・当事者のモデル

災害と災後は、緊急事態、危機、例外状況、非常事態など様々な言葉で表される状態だ。この状態に関する議論には蓄積がある。政治学者のカール・シュミット（1888-1985 ドイツ）は、主権者とは例外状態について決断する者であると定義した。決断の中身は、例外状態かどうか、と、例外状態であるときにどうするか、という両方にわたる。法が予想できないと例外状態が生じるが、主権者の論拠となる国家さえ存在していれば主権者による秩序＝「政治的なもの」が機能するというのがシュミットの考え方だ^③。このような例外状態を、哲学者のジョルジョ・アガンベン（1942-イタリア）は現代の強制収容所に見出して、そこでの人々のむき出しの生を生成維持している主権権力、さらにはそうした状態を不可視化したり擬制したりすることで、放置もしくは黙認している法のあり方を批判する（図1）^④。

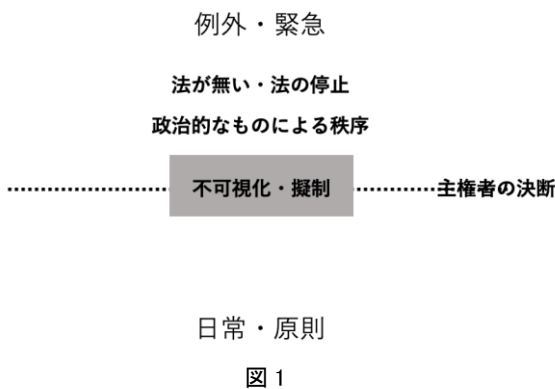


図1

こうした議論をふまえて復興計画を必要とする状況の緊急性は、どのように整理できるだろうか。

まず重要なこととして、被災の当事者である個人や地域と、被災の当事者ではない他者という二者の視点の関係を理解しなければならない。災後にどうするかを誰が決めているのか、という点に関わる。特に被害が激甚で政策規模が大きくなるほど、他者の集団とし

ての影響は強くなる。増税などとなると誰も他者ではないともいえ、当事者と他者の境は整理すべき論点だが、本論考では深入りせず、他者の集団を社会と呼ぶ。なぜこの視点が重要かといえ、空間計画とは、「公共の福祉」という集会的な目的を掲げて、個人の存在を支える空間のあり方に介入する工学技術だからだ。空間は独立して存在できず、必ず連担しており、集会的な性質を持っている^⑤。つまり、被災後の空間に身を置く当事者と、社会に受益をもたらす「公共の福祉」は、常に順接や相補的な関係にあるわけではなく、むしろ逆接・衝突する可能性を原理的に含んでいる。

もう一つ、緊急や例外の状態と、日常や原則という状態の違いも重要だ。両者の状態は連続的につながっていることもあるし、断絶していることもある。緊急的な状況において、良くも悪くも、いつも通りの行動が生じることもある。よって、両者の状態の関係も、本来は精査すべき論点だが、本論考では具体的な事象の個別的判断は避けて観念的な整理にとどめておく。

以上、当事者・社会、と、緊急例外・日常原則、という視点を組み合わせて、

当事者である個人や地域にとっての緊急と日常の軸 他者の集団である社会にとっての例外と原則の軸

という二つの軸、すなわち四象限で整理してみる。緊急と例外や日常と原則という言葉も、本論考ではこのような軸に沿って区別して使用することとする。図1との連続性を保持するため、軸を斜めに配置し、便宜上、上・下・右・左という象限名としておく（図2）。緊急例外と当事者を理解するために、日常原則と社会を対置させたモデルだ。

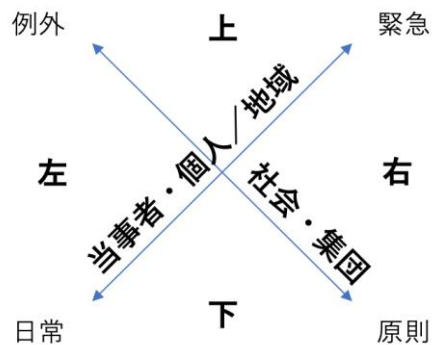


図2

3. 当事者地域の災後の変容

このモデルを使うと、当事者地域の災後の変容は、どのように説明できるだろうか。

まず災害とは、当事者にとって緊急、社会にとって例外、すなわち上の領域だ。逆に平時は、当事者にとっては日常、社会にとっては原則、下の領域に該当するというのが一般的認識といえよう（図3）。

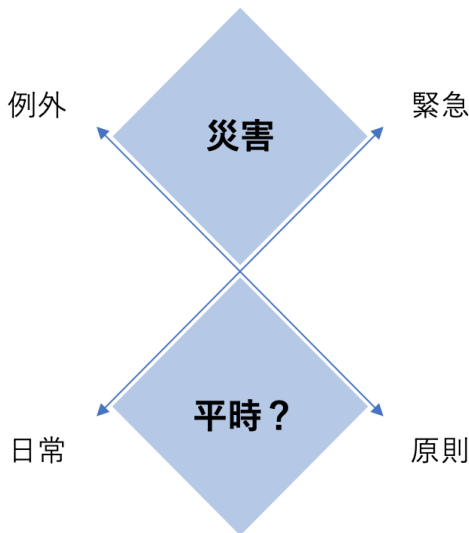


図3

災害が生じると、多くの当事者は避難行動を起こす。そして避難所での共同生活が始まる。さらに経てば仮設の住まいや事業所を自力で建てたり、本設に取り組んだりする当事者も出てくる。図4の上から左の流れだ。避難行動の項目が上と左にまたがっているのは、避難行動は緊急時下のものではあるが、避難訓練によって避難行動そのものは日常であることを示している。避難所運営も、日常の町内会活動などの延長に展開される。すでに都市部に退出していた子供のところに親世代が転居していく現象も、災害がタイミングを早めたかもしれないが、日常の延長にあるといえよう。

一方、社会は、平時に決めていた災後の原則に則って、必要であれば法制度を整えながら、仮設住宅を供給し、建築制限を行い、復興事業を進める。図4の上から右への流れだ。避難指示が上と右にまたがっているのは、行政による指示を示しているが、防災無線の有効性や原発事故被害における避難命令のあり方など、深刻な禍根を残したままだ。

上の領域は、次第に左と右の領域へと移行していく。

当事者としては日々の生活を送らなくてはならないので、上から左、すなわち、予てからの日常のあり方に依拠しながら緊急事態から避難生活という日常に移行していく。どのような日常に移行するかという当事者の判断には、事前に決めていた原則に従う右の領域のあり方が影響している。

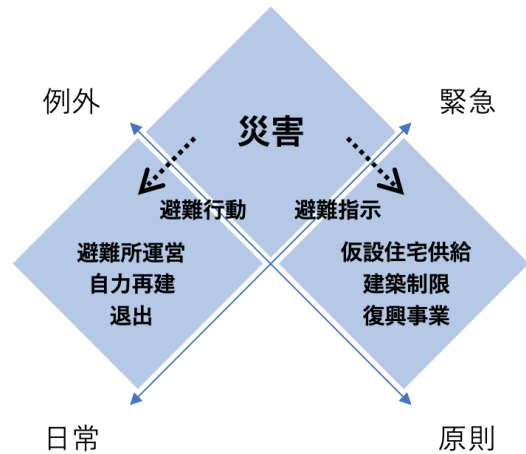


図4

復興事業が進んで、建築制限や避難指示がなくなり、復興土地区画整理事業や防災集団移転促進事業が竣工し、当事者の一部は移転して、被災地域は復興事業後の風景となっていく。

こうした災後の過程で、災害直後の自力再建の建物は、復興事業の造成工事などにより壊されることもある。災後に被災地域に流入してくる人は、被災者や被災地域に貢献する活動を行っていたとしても、法制度に位置付けられていないので、原則通りの復興事業完成後に居場所はなくなることも多い（図5の左）。

長引く復興事業などにより帰還できずに当事者地域から退出した当事者のみならず、帰還した当事者にとっても、身の回りの住環境は激変した。住環境の激変が当事者にとって如何に緊急事態であり、同時に社会にとっては原則の範疇になっているかということは、毎年増え続ける震災関連死 3,773 人（2021 年 1 月 31 日現在：復興庁把握人数）から読み解くべきだ。今も緊急事態中の当事者がいる（図5の右）。

住環境の激変は、復興のあり方に、予防原則が強く機能したことで、土地所有を重んじる法制度が反映したことが影響する。当事者地域が緊急事態で社会も例

外状態にあった中で、予防原則が強化され（ときに暴走も含んだが）、未来からの借金による事業費が担保されて、復興計画は策定され、実現した。また、土地所有者ではない人は、被災当事者や災後の当事者であっても、土地のあり方の決断に関われなかった。土地所有者と当事者地域が土地のあり方について合意に到達できない事態も散見された（図 5 の右）。

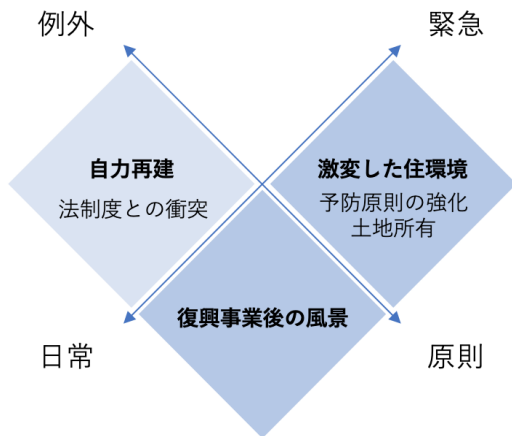


図 5

では、激変前の当事者地域とはどのようなものだったのだろうか。土台となっていたものは、近代以降の工学技術を背景とした法化社会の原則ではなかった。当事者地域のかつての日常の暮らし方は、地形や地質や立地に応じた、そこにしかない固有のもので、社会全体からみれば例外だった。家の建て方、敷地の使い方や規模、それらの多様さと混在の仕方、敷地と公共空間のつながり方、道路の線形、幅員、交差の仕方、神社や小学校や集会所などの公共施設の位置、町内会や祭りなどの自治のあり方、生業を通じた共同作業や組織。それらが改善すべきものなのか、継承すべきものなのかは個別の判断を要するが、少なくとも災害直前までの地域を支えていた。

日常であれば、社会の原則による空間変化が多少あっても、生活の中で地域に馴染んだものへと調整していくことも可能だったろう。しかし災害はそのような調整の時間を許容しない。被災後の法制度による事業は原則そのものだ。それによって当事者地域の固有性は失われる。被災前から被災後の変化とは、左（点線四角）から右（薄い塗りつぶし）への移動だ（図 6）。

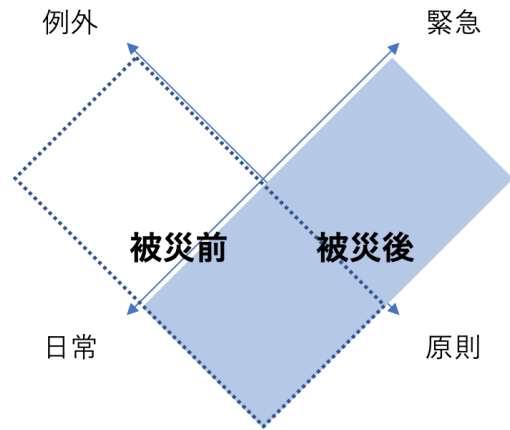


図 6

4. 反実仮想による「もうひとつの災後」

災害や災後のあり方を検討するために、すでに取り組まれた計画や事業を検証することは重要だ。

検証のあり方としては、特定の計画や事業を対象にして、どのような状況のもとで、どのような判断がなされたのか、その背景は何か、判断の結果はどのような影響を及ぼしているのか、といった一連のプロセスを事実として記述したうえで、それに対する分析や考察を加えていく、というスタイルが基本だろう。そのためには、当事者地域の地理的な条件や歴史的な履歴、自治の様相などの理解に努めることや、計画や事業に携われなかった多様な立場の意見を集めることが必須だ⁶⁾。しかし一連のプロセスは極めて複雑だ。必ずしも円満な合意が形成されたから判断が為されたのではなく、どうしようもない妥協の連続ということが実態だろう。意見が反映されなかったどころか、そもそも意見すら述べられなかった人が大勢いる。こうした状況の中で、実施された計画や事業を、正攻法で検証しても、妥協を受け入れざるを得なかった人や受け入れられなかった意見を持っていた人の思い描いた「もうひとつの災後」を理解することはできない。

そこで、反実仮想という方法を用いたい。反実仮想とは、事実に反する想像や想定 of 思考だ。

たとえば「もし今、巨大地震が来たらどうする？」という冒頭の問いに対する答えを考えると、（今、本論考を読んでいるということは大地震が来ていないと思われるので）事実ではないから反実仮想の方法

をとっていることになる。「安全な場所に避難する」とか「大切な人を守る」という答えの背景には、巨大地震の当事者としての自分という想定と、生き延びよう、大切な人を守ろうという根源的な意思がある。しかし「もし今」が外されて、本当に巨大地震が来ているとき、安全な場所に避難できるとは限らない。避難したが安全な場所にたどり着けなかったという場合もあるし、身体的な能力としては避難可能なはずでも避難しないという現象が生じるのは周知の通りだ。その理由を追うのは本論での目的ではないが、「もし今」が外れたときに「もし今」の想定と同様の行動をとることができる理由は考えておきたい。たとえば釜石市で小・中学生を対象に取り組みされてきた避難訓練だ。避難訓練の最中には「お母さんが死んじゃったらどうしよう」と泣き出す児童もいたという。「お父さんもお母さんも地震があつたら逃げて。自分も必ず逃げるから。避難場所で会おう」という約束が交わされた。釜石東中学校と鶴住居小学校の子どもや先生らは、

1) 想定を信じるな、2) 最善を尽くせ、3) 最初の避難者たれ、という教えを守り、近所の大人たちと共に、鉄筋コンクリート造 3 階建という安全そうな建物だったにもかかわらず、避難を開始し、想定避難場所よりもさらに遠くへ、中学生が幼い小学生の手を握りながら必死に避難した。最後尾にいた人は津波の水に濡れたと伺った⁷⁾。この事実は、図 2 でいえば左、すなわち社会からすれば例外的な状態であるが、当事者にとっては緊急時を日常として行動する術を習得していたといえよう。避難行動をした当事者は、反実仮想によって津波の「今」をすでに経験していた。

反実仮想の可能性はさらに広がっている。

社会学者の赤上裕幸によれば、「史実以外にもありえた可能性に思いを巡らせる反実仮想は、想像力を触発して、歴史のなかの「敗者」を救済する唯一の方法である(…)当時の人々の期待や不安、満たされなかった願望、実現しなかった数々の計画なども、それらが後世に引き継がれていない場合は、歴史のなかの「敗者」と言えるだろう。そして「現在」に生きる

われわれは、歴史上の人々にとっては「未来人」であり、「未来の他者」である。われわれの試みによって、救済の光が当てられた歴史上の「敗者」たちは、「過去」から「現在」へと呼びもどされ、最終的には「現在」のものを見方を変えていく。この意味において反実仮想は、過去／現在／未来のすべてを対象とした革命的なアプローチになりうるのである」と主張する¹⁰⁾。

本論考では、この主張に沿って、東日本大震災の原発被災地域において実現しなかった「町外コミュニティ」計画にみられる本質と、津波被災地域で議論されなかった「復原」という考え方を、ありえたかもしれない「もう一つの災後の姿」として救済したい。

このような設定は、自分が当事者ではないからできてしまうのであり、災害と災後を生きてきた当事者に対する暴力かもしれない。しかし当事者ではないからこそ、考える責務があるとも考えている。

5. 原発被災地域において実現しなかった「町外コミュニティ」計画⁸⁾

福島第一原発から北へ 10km の太平洋岸から阿武隈山系に向けて広がる浪江町には、被害前 20,905 人 7,176 世帯(2010 年 10 月 1 日現在)が住んでいたが、避難指示解除を経て 1,579 人 989 世帯(2021 年 1 月 31 日現在)になっている。被害から六年あまりが経った 2017 年 3 月 31 日の帰還困難区域以外の避難指示解除を目前にして、当時の馬場町長は「『町残し』をしなければならない。震災前は『町おこし』だったが、今は町が存続するのか、なくなるのかという岐路に立っている」と述べた。馬場町長は 2007 年 12 月から原発被害を経て 2018 年 6 月 27 日にお亡くなりになるまで町長だった。

馬場町長のいう「震災前の町おこし」は災後の復興と同義だといえよう。そして「町残し」とは何か。復興に携わる当事者は、この問いを考えねばならない。

では馬場町長の災後の町政はどのようなものだったのかといえば、津波浸水した範囲の大部分を災害危

険区域に指定し、既存の中心市街地ではまとまった土地が確保できなかったため国道 6 号の東側に小中学校や復興公営住宅を改築新設し、公設民営の仮設店舗や道の駅で賑わいの拠点づくりを計った。一方、非帰還者同士やふるさととのつながりを支える支援は、次第に手薄になっていった。これらは通常の復興にありがちな特徴にみえる。

経緯をたどってみると、2011 年 5 月 9 日に馬場町長は「暗中八策」と題した今後の方針の中で、バラバラになった町民の絆を再生するため、広報広聴のネットワーク強化、避難所への情報伝達強化、避難所や仮設住宅の自治組織強化を掲げた。放射性物質の飛散情報も隠蔽され、避難に関する指示もなく、町は、国や東京電力への信頼を完全に失っていた。同年 9 月の会議では、希望的観測として 3 年、できれば 2 年で町民一緒に戻りたい旨、答弁している。このあたりは、後述する「町外コミュニティ」計画と同じ発想だったといえる。しかし 12 月には最悪のシナリオ、すなわち全員一緒に帰れないかもしれないという厳しい感触に変わっていく。膨大な放射性物質と解体や除染事業による廃棄物の処理、水素爆発した原発の後始末の行方、復興公営住宅や工場団地の建設など、いずれも町政では対応不可能な未曾有の状況に追い込まれて、町長は国が示す復興政策を受け入れる決断をした。2 万人の浪江町民は、仮の町役場の設置を受け入れた二本松市の他、いわき、南相馬などに一定程度の集まりはみられるものの、バラバラになったままだ⁹⁾。町政にとって、浪江町という地理的範囲の避難指示を解除すること、そこに一人でも多くの浪江町民を迎えて、商業施設や教育施設を配置して、浪江町での生活を支えることが、町残しであったといえよう。空間計画の事業を駆使すれば、帰還する町民を迎え入れるにふさわしいまちができると期待していたかもしれない。「町外コミュニティ」に力を入れてしまったら、ただでさえ町民の激減が予想される中、帰還者数をさらに減らしてしまう恐れもあったかもしれない。

別の選択肢はなかったのだろうか。

実は、商店会を中心にしたメンバーが、2011 年 5 月には、ふるさと浪江町の復興について自分たちで考える場を立ち上げ、各所と協議交渉を重ねて、福島市のあるエリアに 2,000-3,000 人規模を受け入れられる「町外コミュニティ」計画を進めていた。近隣にはロードサイド型の店舗もあり、若い世帯の雇用先になり得る市街地も近かった。当時、避難先の各地では、戸建て住宅の価格が高騰したり、日常生活を支える公共サービスが元からの住民に手薄になったりして、原発避難者を迷惑扱いする現象が起きていた中で、やっとの思いでまとめた理想的な計画だった。中心メンバーの一人であった原田雄一氏は「いつか浪江に帰るまで、じっくり腰を据えて、でも集まって住んでいたら、やっぱり浪江はいいな、ということになって、帰るときも一緒に帰ろうということになる」、「ふるさとは生まれ育った場所というだけでなく、人間関係ができたことが重要」という。ここにみられる残すものとは、人のつながりだ。「町外コミュニティ」とは、その維持を目的とする手段でもあるが、残すべきものとしての目的そのものだったといえよう。2014 年には町民千人の署名と共に、町に「町外コミュニティ」計画を提出した。あとは福島市長に浪江町長が正式な打診をすることで整えた。しかし町長は動かなかった。

この「町外コミュニティ」計画が実現していたら、今、どうなっていただろう。もしかしたら、町外コミュニティの居心地が良くて現在の帰還者数はさらに少なくなっていたかもしれない。もしかしたら、避難者が分散せずに集住して人のつながりが継承され、早期帰還者とのつながりへと展開し、早期帰還者にとっても有益だったかもしれない。公営住宅の建設戸数も抑制できたかもしれない。避難者が孤立せずに済んで避けられた困難の数々もあったかもしれない。帰還の方法をはじめとして、今後の見通しを町民らで議論し実践する自治のある「まち」が町外に形成維持されて、いずれ「まち」が残ったと思える状況が生み出されるかもしれない。

これらの考察は「かもしれない」でしかない。しか

し絶対になかったともいえない。強調したいことは、反実仮想という方法は、町政を批判する根拠にはなり得ないが、あり得たかもしれない、もう一つの災後の姿を想像することを可能にするという点だ。

同時に、両者の災後の姿に共通するものもみえてくる。町長が実際にとった町政は、地理的な範囲で町に戻ることを主眼とし、そこから次第に被災前の町の姿が現れていくことを願っていたと思われる。一方で「町外コミュニティ」は人のつながりを経て、被災前の町の姿が現れると考えている。いずれも被災前の町を取り戻したい、さらにいえば、残したい、復原したい、という思いだったことは共通している。

6. 津波被災地域において議論すらされなかった「復原」

次に、津波被災地域での「復原」を考えたい。反実仮想として、より良い姿を目指す復興ではなく、被災前の原形に戻す「復原」が災後の理念であったなら、今どうなっていただろう。

亡くなった人を悼み、膨大な瓦礫を肅々と片付けながら、体育館などでの共同避難生活を送り、仮設住宅が供給されるころまでは、実際の東日本大震災後と変わらない。しかし、高台移転や面的な地盤の嵩上げ、防潮堤の巨大化などの選択肢は存在せず、建築制限もない。自分の住んでいたところに、再び住めるように建て直すしかない。

そのような「復原」が実現するように、平時から例外状態における原則が決められている。たとえば、再建資金の目処が立たない人は、緊急事態にあるので、社会的な例外として補助金を得られる。家族を亡くすなどして生活が継続できない人も同様に緊急事態にあるので、福祉政策での対応や公営住宅が用意される。被災前の建物が建築基準法などに違反していたとしても、例外状態として被災前と同じように建て直すことができる。全く同じ建物でなくとも、同じ場所で同じような暮らし方を、なるべく早く復原するということが理念である。

こうした復原だったなら、どうなっていただろう。津波の直後を思い返せば、こんな恐ろしいところにはもう住めないという意見が圧倒的だった⁽¹⁰⁾。「復原」しか選択肢がないとなったら理不尽だと暴動が起きるかもしれない。低地部に再び住みたくないから内陸部への移転を希望する人も出てくるだろう。その場合は、低地部の土地を売却し、それでも再建資金が足りなければ、やはり緊急事態であるのだから社会的な例外として補助金が得られるべきだろう。また、転出希望者を受け入れる側、すなわち社会は、緊急的な状態の人を常に受け入れることを義務とせねばならない。転出希望者にとって、家は狭くなり、周辺環境は変わるかもしれないが、津波に襲われる心配のない場所を探すことはできるだろう。このような原則の例外があったら、津波被災地域に住み続ける住民は「復興」よりもさらに減ったかもしれない。

それでもやはり「復原」していたらどうだろう。

まちのあちこちから、場合によっては家の中からも、相変わらず海がみえる。お祭りも、湧水を生かした水場も昔のままだ。「復興」理念のもとで実現した計画や事業よりも、本設住宅に住み始める時期は早まったに違いない。たとえば震災の二年後には本設が終わり、災後の日常生活が始まっていたらどうか。時期が早まったことで「復興」よりも帰還できた人が増えて、商業や業務の事業再開率や事業継続率も高まったかもしれない。仮設住宅が早く空くので、全国から駆けつけて常駐して働いていたボランティアたちに使ってもらったら、居着く人ももっといたかもしれない。

被災前の大きかった家を、居住人数や荷物の量に合わせて、少し小さく建て直す人もいるだろう。しかしお祭りのときに使う座敷や庭、お隣さんが気軽にお茶っこに来ていた縁側、常居を中心とする部屋構成などは変わらないかもしれない。それぞれの敷地をちよつとずつ引っ込めて、道路の幅を多少広げ、見通しの良い交差点にして避難しやすくするかもしれないが、基本的な道路網は変わらない。被災前から閉校が決まっていた小学校の建物は、次の被災時にみんなで集まれ

るような工夫がなされ、浸水した校庭は自分たちの手で土盛りをしたかもしれない。津波の到達点には碑を建てて、地震が来たらもっと上に逃げろと刻み、後世に事実を伝えようとするだろう。人が亡くなった場所には、木を植えるか、花を絶やさず、悲しみを悲しめる場所にもできる。散歩の途中で体育館の横を通り過ぎるとき、共同避難生活を送った記憶を懐かしみながら、そのことを隣を歩く孫に語るかもしれない。空き地をみて、ご近所さんが減ったのを寂しむであろうが、いなくなった人がいることを忘れないことはできる。そんな津波被災からの 10 年後の今を、当事者地域は迎えていたのではないだろうか。

津波被災地域の「復原」という反実仮想は、原発被災地域の考察に比べてさらに弱い。津波被災地域の事例のように「復原」を実現しようとした事実に基づいているのではなく、筆者の空想だからだ。しかし、そのような反実仮想による当事者地域は、図 6 で示した「被災後」より「被災前」に近いことは確かだ。図 6 に示す被災前後の変化が生じることは、復興計画策定時には気づかなかっただろうし、今も明確に意識できていないかもしれない。失われたものを理解することは困難だ。

「復原」を理念とした津波被災地域は、凄惨で悲しい記憶と、個々の当事者の多様な創意工夫によってまちのあちこちが少しだけ住みやすくなり、災害と災後という経験が風景に蓄積されて、固有性は失われるどころか、強まる。社会からは例外として位置付けられる固有性をどう改変していくのか、継承していくのか、という判断をするのは、当事者であるべきではなからうか。固有性とは当事者地域の暮らしそのものだからだ。であれば、災後の原則によって改変するのではなく、まずは被災前の状態に復原しなければならない。

7. 災後に「例外としての日常」を復原する

曲がりなりにも全ての現場（今ここ）は、その社会の存続を支えている。現場とはそれゆえに大切なものだ。その大切なものを奪われた当事者が、それを取り

戻したい、復原したいと願うのは至極当然ではなからうか。しかし、災後にはいつも、それは無理だという声が社会のあちこちから聞かれる。安全ではないから、隣人が帰らないから、時間がかかるから、高齢者しかいないから、お金がかかるから、そんな不便なところに若い人は戻ってこないから。理由はいくらかもある。そのうえで「復興」という理念を掲げ、もっと安全でもっと賑わいのあるまちがあるはずだ、と社会は想定した。それは当事者にも伝播した。否、もっと安全でもっと賑わいのあるまちは当事者の願いだったのかもしれない。しかし、だとすれば、なぜ災後ではなく災害前に取り組んでいなかったのだろうか。

災後の理念を、災害前の状態（原発被災地域の事例でみたように、災害前の状態の本質とは物理的な空間や同じ地点とは限らない）を取り戻す「復原」にしたなら、まだ当事者になっていない社会はどう対応するだろう。社会は「当事者になったとき、何を復原したいのか」という問いを突きつけられることになる。復原したいものを探したり、そのとき復原したいと思えるものを生み出そうとしたり、災害に間に合うように真面目な議論と実践が生まれたりしないだろうか。もし生み出せるのだとしたら、それでよいのではないか。災害によって一時的に「復原」が止まることはあっても、災後も同じように「復原」を継続すればよい。

災後、当事者は自然（じねん）的实践を始める。自然（じねん）的实践とは、被害を受けた当事者がそれまでの経験や知見に基づいて、変容する周囲との関係を調整する行為であり、主体の代替が効かない暮らしそのものであり、当事者地域自身が再生しようとする超計画的行為である⁽¹¹⁾。

どのような自然（じねん）的实践が始まるのか、災後の状態は事前には予測がつかないので、例外状態に関する原則には例外を残しておかなければならない。そのような状態が陥りかねない怖さは、シュミットやアガンベンの議論をふまえても想像はたやすい。「例外としての日常」を復原する原則は危険な挑戦だ。しかし、釜石の子どもたちが「今」の前に「今」を経験

していたように、当事者になる前に社会が当事者性⁽¹²⁾を共有することが、自分の固有の暮らし方を守る方法だ。「例外としての日常」の復原を原則として掲げながら、復原したいものの議論と、復原したい暮らしであろうとする日常の自然(じねん)的实践の過程において、そのような当事者性を育むことができる。なぜならそれはまだ経験していない災後の時間だからだ。

補注

- (1) 復興計画の策定は、法的根拠となる「東日本大震災復興特別区域法 2011.12.26」や「大規模災害からの復興に関する法律 2013.6.21」よりも早い時期から取り組まれた。
- (2) 計画災害は空間計画の分野では Peter Hall が Great Planning Disasters として 1980 年代初頭にまとめているが 1)、開発政策や行動経済学の分野では 1960 年代から指摘されている。時間とコストが計画よりもかかることで、受益も減少する。塩崎賢明によれば、復興予算は災害地域以外にも流出する 2)。
- (3) シュミットは、主権者が例外状態において敵か友かの決断を担うことを正当化し、敵にユダヤ人を含めた。その帰結は周知の通りだが、現代社会において難民は激増しており、例外状態の考察の重要性は益々重い。
- (4) アガンベンは、ホモ・サケル(むき出しの生)すなわち殺害が処罰されない、同時に、犠牲となることは禁止されているという例外状態を問いとして明らかにした 3) 4)。
- (5) 個人と空間計画の集約的な性質については、例外状態と個人の移動の自由の関係 5)、原則と個人が今居る場所に居る「在居」の関係 6) という点から、別途論じた。
- (6) 津波被災者の方から「被災前から自分が住んでいたまちは好きではなかった、津波を契機に外に出られてよかった」と伺ったことがある。また「故郷に戻りたいけれど、同居家族を失い、娘の嫁ぎ先である西日本に引越すしかなかった」と言いながら、亡き夫との被災地域での思い出を延々と 3 時間ほど語り続けてくださった方もいた。「被災後に自分がここに留まるのか、出るのか、判断ができずに、復興計画に関連する会議には出にくかった」という話もたびたび伺った。「自分の家族親戚がみな無事で家も流されていないと、やはり意見が言いにくかった」という話も度々伺った。こうした状況への対応は簡単ではないが、記録を残すことには意味がある。次の当事者に解釈の自由を与えるからだ。筆者らが赤浜地区の書籍 7) を記録としてまとめた「当時は遠方に避難していたけれど、本書を読んで何が起きていたのか、よくわかって嬉しかった、若い世代にも勧めている」というご意見を伺った。それ以来、拙著だが、人に勧めるようになった。
- (7) 釜石での避難訓練を指導してきた片田敏孝先生は、奇跡とは呼ぶなとおっしゃる 8)。様々な事情で逃げられなかった子どもたちがいるからであり、「やるべき」ことを「やれる」ことに一致させる訓練の結果が実現しただけだという考え方をすべきだからだ。「今」という時間や「やるべき」ことと「やれる」ことの関係は 9) で論じた。
- (8) 5 章の詳細は 11) で詳しく論じたので参照いただきたい。
- (9) 浪江町のホームページによれば、2021 年 1 月 31 日現在、福島県外避難者 6,051 人、福島県内ではいわき市 3,167 人、福島市 2,479 人、南相馬市 1,963 人、郡山市 1,706 人に続いて浪江町 1,084 人、二本松市 1,024 人となっている。この事実をホームページで示し続けている町の姿勢には「どこにいても浪江町民」という思いが継承されていることが感じられる(アクセス日 2021-2-7)。
- (10) 2011 年秋に大槌町に泊まる必要が生じた。当時まだ宿がなく、山の上の中央公民館の一室をお借りすることになった。明け方だれもいない中央公民館のソファで寝ていたら余震があった。固い岩盤の山の上で津波が来るわけもなかったが、怖くて慌てふためいた。当事者にとって余震が頻繁に続き常に津波の恐怖にさらされている状態は緊急事態が継続していると、社会は理解すべきだ。
- (11) 自然(じねん)的实践の意味は 12) など で論じた。
- (12) 当事者性という概念は、筆者のとある査読論文に対する匿名の査読者の方からいただいた。当事者性の普遍的な意味を考察できた。心より感謝したい。初稿の段階で丁寧なコメントをくださった田中正人氏にも感謝したい。13) の関心と本論考は強く重なっているため参照されたい。

参考文献

- 1) Hall, Peter(1982)Great Planning Disasters, University of California Press
- 2) 塩崎賢明(2014) 復興<災害>-阪神・淡路大震災と東日本大震災, 岩波新書
- 3) ジョルジョ・アガンベン, 高桑和巳訳(2003 訳 1995) ホモ・サケル -主権権力と剥き出しの生, 以文社
- 4) ジョルジョ・アガンベン, 上村忠男・中村勝己訳(2007 訳 2003) 例外状態, 未来社
- 5) 窪田亜矢(2020) 都市計画における移動の自由の制限の再考 -東日本大震災後の状況を素材として, 日本都市計画学会論文集, 55-3, pp.1358-1364
- 6) 窪田亜矢(2021) 都市空間政策は「在居」をどのように扱っているか? -在居に関連する法制度と事業の基礎的研究, 日本建築学会計画系論文集, vol.86, no.779, pp.209-217
- 7) 窪田亜矢・黒瀬武史・上條慎司・萩原拓也・益邑明伸・新妻直人(2018) 津波被災集落の復興検証 -プランナーが振り返る大槌町赤浜の復興検証, 萌文社
- 8) 片田敏孝(2012) 人が死なない防災, 集英社新書
- 9) 窪田亜矢(2021) 空間計画のパラダイムシフトとしての空間倫理, 『都市問題』3月号, 後藤・安田記念東京都市研究所, pp.64-72
- 10) 赤上裕幸(2018) 「もしもあの時」の社会学 -歴史に if があつたら, 筑摩書房
- 11) 窪田亜矢(2020) 原発被害のまちの存続とは何か? -事例研究: 浪江町における町外コミュニティの様相, 日本建築学会計画系論文集, vol.85, no.777, pp.2351-2361
- 12) 窪田亜矢(2020) 不可能で必要な責務としての空間計画 -原発被災地の実践にみる示唆, 『都市問題』11月号, 後藤・安田記念東京都市研究所, pp.42-48
- 13) 田中正人(2020) 被災地再生へのまなざし -何を変えずに残すのか?, 『都市問題』11月号, 後藤・安田記念東京都市研究所, pp.4-10

